

ふれまい

第50号 記念特集号



2016.1



公益社団法人 津法人会

消費税及び地方消費税の 納付のために 計画的な積立を！

期限内納付のために

課税事業者の方は、いざ納付というときに資金不足とならないように、計画的な納税資金の積立をお願いします。

毎月の積立金額は、直前1年間の納付税額の1／12を目安とします。

積立の方法は

納税資金の積立は、ご本人の普通預金・当座預金・納税準備預金で行うと確実です。

納税準備預金とは、国税や地方税の納税用の資金を預け入れるために、金融機関に用意されている預金の一つで、納付のために預け入れるため、利子は非課税となっています。

※ 税金の納付以外の目的で引き出した場合は、利子に課税がされます。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③納税準備預金の利用が可能、④即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

e-Taxを使った

納税証明書のオンライン請求 を是非ご利用ください！

自宅等で請求
データを作成



税務署窓口で本人
確認後に受取

メリット1：手数料が安価です。

1税目1年度1枚370円(通常400円)

メリット2：窓口での待ち時間が
短縮できます

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）のe-Taxソフト（WEB版）又はe-Taxソフト（SP版）をご利用ください。

謹んで新春のお慶びを申し上げます



会長 竹林 武一



副会長 鈴木 秀昭



副会長 中川 千恵子



副会長 友清勲男



副会長 辻 正敏



副会長 橋本 幸司



副会長 伊藤 歳恭



青年部会長 山路 貴裕



女性部会長 廣田 都

[法人会の理念]



法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である



年頭のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長

栗 原 克 文

平成28年の年頭に当たり、公益社団法人津法人会の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことをご期待申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、設備投資の増加、住宅投資及び個人消費の持ち直しにより、景気は着実に回復を続けております。

一方、経済以外の面に目を向けてみると、昨年も2名の科学者にノーベル賞が授与され、中でもノーベル物理学賞は、当局の管内にありますスーパーカミオカンデから生まれた研究成果によるものであり、宇宙の謎に迫る最先端の研究を身近に感じた出来事でした。更に、ラグビーワールドカップでは、当局の管内のチームに所属する五郎丸選手の大活躍により日本代表が歴史的な勝利を挙げたことや、国産初のジェット旅客機「MR J」が初飛行に成功するなど、世の中の注目を集め、国民が歓喜に湧いた出来事もありました。

そして、本年は、当地域の大きなトピックスとして、伊勢志摩サミットが開催されます。風光明媚な伊勢志摩地域はもちろんのこと、豊かな自然に恵まれ、日本経済を牽引する産業が集積したここ東海地方が、世界に知られる又とない機会となることを期待しているところです。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化及び経済社会の国際化・高度情報化の更なる進展により大きく変化しております。

このような状況の下、昨年10月から導入されました社会保障・税番号制度につきましては、納税者の皆様の利便性の向上につながるものであり、国税庁が法人番号の付番機関であるとともに、個人番号及び法人番号の利活用機関であることから、国税庁ホームページや法人会をはじめとする関係民間団体が開催する説明会を通じて、積極的な周知・広報を行ってまいりました。法人会の皆様におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

このほか、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすため、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、厳正な実地調査を実施する一方で、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税が図られるよう、実地調査以外にも多様な手法を用いて、納税者の皆様に自発的な適正申告を促す取組を進めております。

法人会におかれましては、企業の税務コンプライアンス向上のための取組として、「自主点検チェックシート」等を活用した、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しておられます。この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスを向上させるものであり、国税庁の使命にも合致することから、国税庁後援事業とさせていただいており、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をよろしくお願いいたします。

また、e-Taxにつきましては、4月から、添付書類のイメージデータによる提出などの更なる利便性向上施策の運用開始が予定されております。

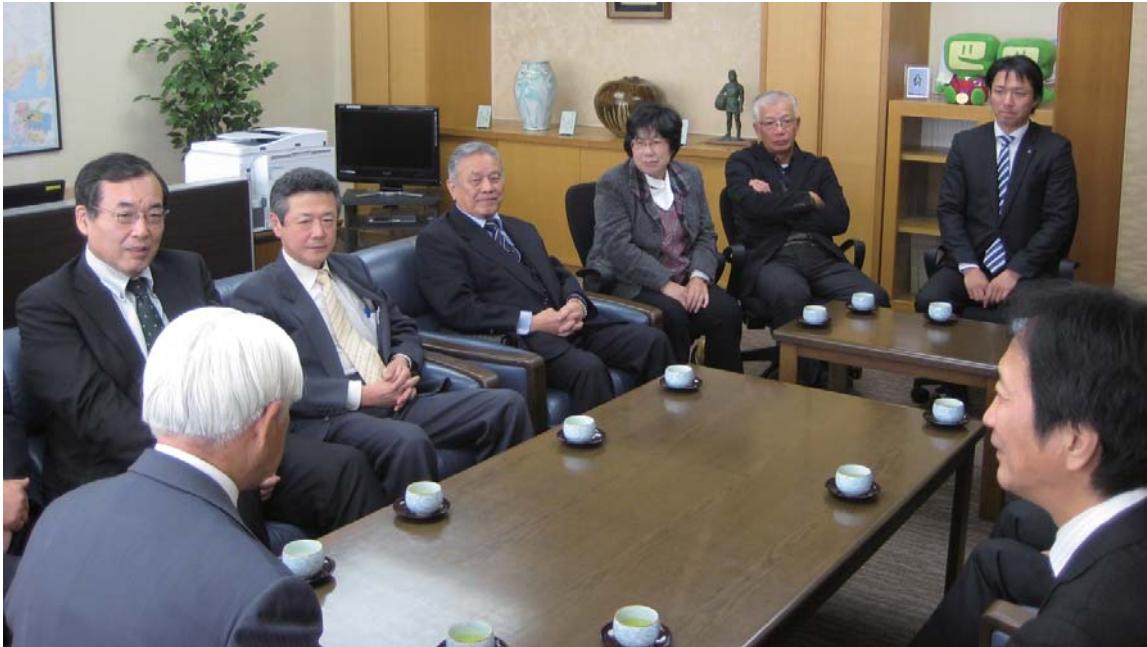
貴会におかれましては、かねてからe-Taxの普及・定着に多大なご尽力をいただいている、深く感謝申し上げますとともに、引き続きご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人津法人会の更なるご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のますますのご繁栄を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新春インタビュー



あけましておめでとうございます



<法人会>

新年明けましておめでとうございます。

昨年は法人会の運営に当たりまして、格別のご指導を頂きありがとうございました。本年もよろしくお願ひします。

<署長>

明けましておめでとうございます。

津法人会の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営に深いご理解と多大なご協力を賜りましてありがとうございます。本年もよろしくお願ひします。



池田 永
署長

<法人会>

年末年始はどのように過ごされましたか。

<署長>

年末は、自分の母と妻の母・弟を同行して家族5人で、久し振りに1泊2日の旅行に出掛けました。大晦日の紅白歌合戦が終了すると、妻と2人で近所の氏神様に初詣でをして、新年を迎えるました。



竹林 武一
会長

<法人会>

津税務署は初めての勤務と伺っています。

赴任されて半年が過ぎましたが、津の印象はいかがですか。

<署長>

三重県の行政・文化・教育の中心地としての意気込みを感じられるとともに、城下町特有の落ち着いた雰囲気や豊かな自然と長い歴史を併せ持つ、住みやすい都市という印象です。

また、赴任後、法人会の皆様をはじめ、多くの方と話をさせていただく機会がありました。皆さん人情味あふれる方ばかりで、大変暖かい土地柄であると実感しています。

<法人会>

話は変わりますが、最近の税務行政についてお聞かせください。

<署長>

税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や経済取引の複雑化・広域化及び経済社会の国際化・高度情報化の進展により大きく変化しており、そのスピードは近年加速度を増している状況にあります。

また、昨年の10月に施行された「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」の導入を受け、本年1月から順次、法人番号・個人番号の税分野での利用が開始され、税務関係書類には番号の記載が必要になるなど、重要な制度への的確な対応についても求められているところです。

このような状況の中、私ども国税組織に与えられた「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たしていくため、納税者サービスの更なる向上・充実に努めるとともに、適正公平な課税と徴収の実現に向けて取り組んでいくこととしています。



橋本 貴好
副署長

<法人会>

具体的にはどのようなことに取り組んでいくのでしょうか。

<署長>

納税者サービスの向上・充実につきましては、e-Taxに代表されるようなICT化の一層の普及・定着を図ることにより、納税者の皆様にとって利便性の高い申告や納付手段の更なる充実に取り組んでいきます。

また、適正公平な課税と徴収の実現につきましては、大多数の善良な納税者の皆様には親切丁寧な態度で接する一方で、一部の悪質な納税者に対しては厳正な姿勢で臨むこととしています。

さらには、経済社会の情勢の変化に応じて、富裕層や国際課税の分野などに対しても積極的に取り組んでいくこととしています。

<法人会>

e-Taxの普及・定着状況はどうでしょうか。

<署長>

当署管内における法人企業の皆様の場合、法人税・消費税の利用割合が約8割と高い水準を維持しており、名古屋国税局管内でもトップクラスの利用率となっています。これも法人会の皆様の普及活動のおかげであると思っておりまして、深く感謝申し上げます。

本年4月からは、添付書類のイメージデータによる提出が可能となるなど、更なる利便性向上施策の運用開始が予定されています。引き続き、より一層の普及・定着に向けて、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。



葉山 俊郎
広報委員長

<法人会>

ICT化に関しては、最近ではダイレクト納付や納税証明書のオンライン請求の利用拡大にも力を入れていると伺っていますが、これらの手続を利用した際のメリットをお聞かせください。

<署長>

ダイレクト納付とは、電子納税による納付手段のことです、e-Taxを利用して電子申告等をした後、簡単な操作を行うだけで、届け出ておいた預貯金口座から、即時又は指定した期日に振替納付することができます。

また、納税証明書のオンライン請求は、オフィスのパソコン等から納税証明書をオンラインにより請求することで、指定した日に税務署の窓口で納税証明書を受け取ることが可能です。税務署の窓口で書面により請求する場合と比べて、事前に請求しているため短い時間で証明書を受け取ることが出来ま

すし、手数料も安価になっています。

どちらの手続も、インターネットに接続されたパソコン等が有れば簡単に利用出来るとともに、利用に当たって電子証明書やＩＣカードリーダライタは必要ありませんので、利用されていない会員の方は、是非ご検討いただきたいと思います。



小林 俊二
広報副委員長

<法人会>

まもなく所得税の確定申告の時期を迎えます。

本年は確定申告会場が変更となるようですが、開設場所及び開設期間についてお聞かせください。



西畠 蓮一
広報副委員長

<署 長>

本年は、確定申告会場を「三重県教育文化会館」に変更して、閉庁日(土・日曜)を除く2月16日(火)から3月15日(火)までの期間において、午前9時から午後5時まで開設します。

なお、2月21日(日)及び2月28日(日)については、閉庁日であっても会場を開設することとしています。

また、会場の混雑状況により受付を早目に終了する場合もありますので、午後4時までにお越しいただくとともに、駐車場の混雑が予想されるため、公共交通機関をご利用していただきますよう、よろしくお願いします。



小澤 伸之
法人課税第一統括官

<法人会>

所得税の確定申告についても、e-Taxによる作成・提出が便利ですよね。

<署 長>

おっしゃるとおりです。e-Taxを利用して申告する場合には、1月12日(火)から3月15日(火)までの期間において、土日祝日を含む24時間いつでも申告することが可能です。また、医療費の領収書や源泉徴収票等の添付書類の提出を省略することができるなど、多くのメリットがありますし、何よりのメリットは、この時期に大変混雑する申告会場に出向いて、長時間待っていただく必要がないということです。

初めての方は、e-Taxを利用して確定申告書を作成することが難しいと感じておられるかもしれません、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から画面の操作指示に従って入力を進めていただければ、誰でも簡単に作成することができます。

さらに、本年から「確定申告書等作成コーナー」に給与・公的年金のみの方用の入力画面が新たに追加されますので、従業員の方などで確定申告を行う方に対しても、是非e-Taxによる確定申告のメリットをお話いただき、利用を勧めていただきますよう、よろしくお願いします。



藤田 勝久
広報委員

<法人会>

所得税に限らず、各税の納付に関して、何か注意する事項はありますか。

<署 長>

平成26年4月に消費税率が引き上げられました。税率が5%から8%に引き上げられたということは、単純に計算すると納付すべき税額が従前の1.6倍になっているため、納税資金の積立てを行っていないかったばかりに、納付期限間際になって資金繰りに苦慮されている納税者の方もいらっしゃるのではないかと想うのですが。

平成29年4月から税率が10%になることも見据えて、いざ納付という時に資金不足とならないためにも、計画的な納税資金の積立てを行っていただきますよう、よろしくお願いします。



吉村 成人
広報委員

なお、毎月の積立金額は、直前1年間分の納付金額の12分の1を目安としていただければよろしいかと思います。

<法人会>

最後になりますが、法人会について一言お願ひします。

<署長>

会長・副会長さんをはじめとして、会員の皆様が非常に熱心に会活動に取り組んでいただいており、大変心強く思っています。

各種研修会や情報交換会などの開催はもとより、活発で健全な会活動を実践するためには、まずは組織力を高めることが必要不可欠であるとの考え方の下、会員増強に向けた取組につきましても、会員の皆様が一丸となって行っていただいており、大変頼もしく感じています。

このほかにも、女性部会による「映画会」、「税金クイズ大会」、「税に関する絵はがきコンクール」、青年部会による「租税教室」の実施など、様々な取組に対し積極的にチャレンジする姿勢を見るにつけ、津法人会はますます発展していくものと確信しています。

私共といたしましても、会員の皆様のニーズを踏まえて、出来る限りの支援をさせていただきたいと思っていますので、今後とも法人会の理念である「税のオピニオンリーダー」として、企業発展への支援、地域振興への寄与、社会繁栄への貢献、そして税の啓蒙など、幅広い会活動に取り組んでいただくことを期待しています。

<法人会>

本日はお忙しいところ長時間ありがとうございました。
今後ともよろしくお願ひします。



高橋 恵子
広報委員



<新春インタビューご出席者>

津税務署

署長
副署長
法人課税第一統括官

池田 永様
橋本 貴好様
小澤 伸之様

(公社)津法人会

会長
副会長
広報委員長
広報副委員長
広報委員
広報委員
広報委員

竹林 武一
橋本 幸司
葉山 俊郎
西畠 蓮一
小林 俊二
藤田 勝久
高橋 恵子
吉村 成人

平成27年度納稅表彰

11月13日(金) (於ベルセ島崎)

● 津税務署長表彰 ●



伊藤 俊哉氏
(公社)津法人会・理事
(有)美鶴



山口 久彦氏
(公社)津法人会・理事
(株)山口商会

会員増強表彰

平成27年10月8日(木)法人会全国大会(徳島大会)「会員増強部門」において、津法人会が「最優秀賞」を受賞！！

単年度(平成26年度)において顕著な成果を挙げた単位会に対する表彰(上位のみ掲載)

(1) 特別優秀賞 2会(会員数増加対前年60社以上)

徳島法人会	(徳 島)	101社	福山法人会	(広 島)	77社
-------	-------	------	-------	-------	-----

(2) 最優秀賞 9会(会員数増加対前年20社以上)

福島法人会	(福 島)	34社	郡山法人会	(徳 島)	26社
-------	-------	-----	-------	-------	-----

徳山周南法人会	(山 口)	31社	津法人会	(三 重)	23社
---------	-------	-----	------	-------	-----

姶良伊佐法人会	(鹿児島)	30社	福岡西部法人会	(福 岡)	21社
---------	-------	-----	---------	-------	-----

西新井法人会	(東 京)	27社	菊地法人会	(熊 本)	21社
--------	-------	-----	-------	-------	-----

銚子法人会	(千 葉)	27社
-------	-------	-----

寄稿 50号発行おめでとう



津法人会会长

竹林 武一

あけましておめでとうございます。

平素は津法人会の運営にあたりまして格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて平成元年に記念すべき「津法人会会報 第1号」を発行以来、早いもので「50号」を発行する運びとなりました。歴代の広報委員長さん、委員の皆さん中心に多くの方のご努力とご協力の賜物とあらためて厚くお礼申し上げます。

会報「ふれあい」は税務知識の普及と納税意識の高揚を図る手段だけでなく、会員相互の親睦と情報共有の場としても有意義であると考えております。さらに 税務情報の提供、研修会、セミナーなどの開催を通じて地域社会への貢献にもつながるものと思います。広報委員の皆さん、ご苦労の多い業務だと思いますが 今後とも引き続きよろしくお願ひします。

また昨年10月には 法人会全国大会では加入会員の増加部門において 最優秀賞を受賞することができました。このことは支部の役員さん、会員の皆さんのが法人会活動すべてのことについて元気に前向きに取り組んでいただいた結果だと思います。

私がいつも口にしている言葉ですが、本年最初のメッセージとして今年も「エンピツ型人間」を目指していただきたい。「エンピツ」は「中に1本 芯（心）が通って、回りに木（気）を使っているということです。」地域社会に貢献するという信念を持ち、まわりに気を使うということは、愛され親しまれる人間を作り、愛され親しまれる企業を作り、愛され親しまれる津法人会を作るということです。そして常に「ATM」、銀行の現金自動預払機ではなく、「A（明るく） T（楽しく） M（前向きに）」の精神でご活躍いただきたいと思います。

最後になりますが 皆様方の事業のますますのご繁栄とご健勝を祈念して結びの言葉と致します。

寄稿 お祝いの言葉

津税務署長

池 田 永

平成28年の年頭に当たり、公益社団法人津法人会の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

また、会員の皆様には、平素から税務行政全般にわたり深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、法人会の理念である「税のオピニオンリーダー」として、税務研修会や租税教室等、日頃から活発な会活動を行っておられ、税務行政に携わる者として大変心強く感じておりましたところ、このたび、会報誌「ふれあい」が記念すべき第50号を刊行されましたことを、心からお喜び申し上げます。

「ふれあい」につきましては、私も機会あるごとに拝読しておりますが、28年間という長きにわたり、このような素晴らしい会報誌を刊行してこられたのは、平成元年1月の創刊号発刊以来、これに携わった歴代の役員の方々や会員の皆様の並々ならぬご尽力によるものであり、深く敬意を表する次第であります。

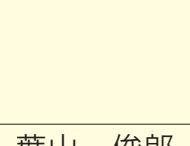
今後とも、貴会と会員を結び付ける絆として、また、会活動充実の一環として、続けていただくことに加え、税知識の普及や納税意識の向上を図っていく上で重要な役割を担っていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに当たり、貴会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

歩み

1. 歴代会長など変遷（平成元年—1989年から）

(敬称略)

年号	会長	広報委員長	事務局	会報誌
元年	富島 利男（第5代） (株式会社富田屋)	庄山 源一 (株)ヤマゲン	古市 恒夫 	津法人会会報 1号 B5版 12P
2				3号 B5版 20P
3				
4		増田 一博 津酒類販売(株)		「ふれあい」に 名称変更 4号 B5版 24P
5				
6				
7				
8				
9	川喜田貞久（第6代） (株式会社百五銀行)			
10				
11				15号 A4版 32P 現在の原型となる
12				
13				
14				
15				
16				
17	竹林 武一（第7代） (三重トヨタ株式会社)	濱野 章 (株)ゼニヤH・C 	粉川 孝英 	
18				
19				
20				
21		宮上 史郎 (株)エスパ 	佐波 正一 	37号 全面カラー化
22				
23				
24				
25				
26				
27		葉山 俊郎 (株)葉山電器製作所 	湯浅 達也	
28				

2. 主要行事と出来事（平成元年—1989年から）

年号	津法人会主要行事	出来事
元年	昭和63.4.21 社団法人化	昭和天皇崩御 ソウル五輪開催
2	青年部会結成10周年ハワイ研修旅行	東西ドイツ統一
3	三重県連加入率全国1位（78.2%）	湾岸戦争勃発。ソ連邦崩壊
4	事務局を津税理士会館に移転	新幹線「のぞみ」運転開始 バルセロナ五輪開催
5	第47回東海法人会大会（津・開催）	皇太子様ご成婚
6	創立40周年記念式典（講演 宮崎 緑氏） 創立40周年記念シンガポール研修旅行	関西国際空港開港
7	「会員手帳」改訂版発行	阪神・淡路大震災
8	第2回目の「モデル法人会」指定	アトランタ五輪開催
9		消費税5%に引上げ プリウス発売
10	社団化10周年記念「HP」開設 女性部会創立10周年記念式典（講演西川きよし氏）	長野オリンピック開催 「タイタニック」ブーム
11	第53回東海法人会大会「モデル法人会」として意見発表 青年部会創立20周年記念式典（講演 戸張 捷氏） 女性部会社会貢献活動津税務署管内小学校へ図書贈呈	石原慎太郎が東京都知事に就任
12		イチローダーリーグに入団 シドニー五輪開催
13	社会貢献活動「盲導犬に親しう」 中部盲導犬協会へ寄付	米同時テロ勃発（世界貿易センタービル）
14		サッカー・ワールドカップ日韓大会
15		地上デジタル放送開始
16	創立50周年記念式典 (講演 ジョージ・フィールズ氏)	新潟県中越地震 アテネ五輪開催
17	市町村合併により所轄税務署再編	愛知万博 中部国際空港開港
18		新制 津市誕生（2市9市町村合併）
19	納税システム（e-TAX） 推進青年部会 社会貢献活動「子供サッカー教室」 女性部会 社会貢献活動「第1回 親子映画会」	ねんきん特別便発送
20	社団化20周年記念事業バス旅行（宝塚） 社団化20周年記念式典（講演 島田洋七氏）	後期高齢者医療制度スタート 北京五輪開催
21		民主党政権誕生 裁判員制度開始
22		尖閣問題勃発
23		東日本大震災
24	公益社団化	スカイツリー完成 ロンドン五輪開催
25		伊勢神宮「式年遷宮」
26	創立60周年・会員増強部門にて最優秀賞受賞	消費税8%に引上げ 田中将大ヤンキースへ
27		伊勢志摩サミット開催決定
28		マイナンバー施行

会報誌変遷

第1号

B5

津法人会会報 第1号



1989.8

社団法人 津法人会

第4号

B5

津法人会会報

ふれまい

第4号



1992.1

社団法人 津法人会

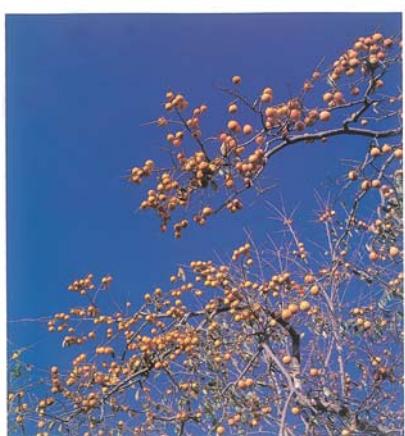
第15号

A4

津法人会会報

ふれまい

第15号



1998.9

社団法人 津法人会

第37号

A4

津法人会会報

ふれまい

第37号



2009.9

社団法人 津法人会

平成10年9月
現在の原型となる

平成21年9月
掲載内容もカラー化

第1号

P 8,9

◎法人登記届出

新規法人登記(会員登記)をすることによって法人の登記を手続けることができます。その登記料は50円です。登記料が免除される場合は、登記料が免除されます。また、新規法人登記にかかる費用は、既存の法人登記と並んで登記料にかかる費用がかかることがあります。

新規法人登記の手続きは、会員登記や会員登記に付帯する登記手続などを含む「新規法人登記」として行われます。

社連法人会員登記会議会

会員登記の手続きは、新規法人登記(会員登記)と同様に、会員登記と並んで登記手続を行います。

新規法人登記の手続きは、会員登記や会員登記に付帯する登記手続などを含む「新規法人登記」として行われます。

第4回東海法人会議合大会

今年は三重県で開催
花木市

主催者挨拶と会員登記の手続き等が行われました。会員登記の手続きは、新規法人登記(会員登記)と同様に、会員登記と並んで登記手続を行います。

新規法人登記の手続きは、会員登記や会員登記に付帯する登記手続などを含む「新規法人登記」として行われます。

平成元年8月

第10号

P 16,17

法人会全国大会「しまね大会」に参加して

第4回島根大会開催式典にて、新規法人登記(会員登記)と同様に、会員登記と並んで登記手続を行いました。

新規法人登記の手続きは、会員登記や会員登記に付帯する登記手続などを含む「新規法人登記」として行われます。

「企業経営者の危機管理」

～後藤洋行の講演会～

二回目の開催式典にて、新規法人登記(会員登記)と同様に、会員登記と並んで登記手続を行いました。

新規法人登記の手続きは、会員登記や会員登記に付帯する登記手続などを含む「新規法人登記」として行われます。

平成8年1月

第20号

P 12,13

**2000年の夢
ホノルルマラソン完走
竹林武一**

新規法人登記(会員登記)の手続きと同様に、会員登記と並んで登記手続を行いました。

新規法人登記の手続きは、会員登記や会員登記に付帯する登記手続などを含む「新規法人登記」として行われます。

新規法人登記の手続きは、会員登記や会員登記に付帯する登記手続などを含む「新規法人登記」として行われます。

第30号

第30号

P 20,21

赤いちゃんちゃんこはまだ居ない

川喜田 久

新規法人登記(会員登記)の手続きと同様に、会員登記と並んで登記手続を行いました。

新規法人登記の手続きは、会員登記や会員登記に付帯する登記手続などを含む「新規法人登記」として行われます。

新規法人登記の手続きは、会員登記や会員登記に付帯する登記手続などを含む「新規法人登記」として行われます。

平成18年1月

第37号

P 22,23

目録 法人会活動

社会貢献活動

「足下を洗つた地図対策を考える」
名古屋大学附属病院会員登記会議会

研修会

●7月2日(木) (8) 南都ホテル
 「平成21年度 脱税セミナー」
 岩瀬一義
 横山信一

今度は農業政策法による新規法人登記(会員登記)の手続きと並んで登記手続を行います。

新規法人登記の手続きは、会員登記や会員登記に付帯する登記手続などを含む「新規法人登記」として行われます。

第40号

第40号

P 20,21

目録 法人会活動

原委員会

●研修バス旅行 ●
 平成22年11月10日(土) (8) 開港祭

「歌舞伎の楽しみの講習会と、歌舞伎の振劇」
 わらわの歌川の歌の会員登記と並んで登記手続を行います。

新規法人登記の手続きは、会員登記や会員登記に付帯する登記手続などを含む「新規法人登記」として行われます。

第9回会員親睦ゴルフ大会

平成22年10月27日(木) (8) フェニックス

ゴルフリンクにて、多くの会員が会員登記と並んで登記手続を行いました。

目録 法人会活動

会員講演

合宿研修会にて、各会員が各自の見識と意見をして、新規法人登記の手続きを学びました。

「こうすれば轟はまた昇る」
藤谷 茂治郎

平成23年1月

平成21年9月

平成23年1月

1E

事務局

勤務時代を振り返って

**1. 勤務期間**

昭和40年(1965年)12月から平成16年(2004年)12月までの39年間。

この間、5人の法人会会長さん、津税務署の法人一統括官の方は20名の皆様にお世話になりました。よく辛抱して頂いたと感謝しております。

2. 1番 思い出に残っていること

名古屋国税局管内の4県下の法人会大会を津市で開催したこと。1回目は昭和48年(1973年)6月、冷房装置のない津市体育館、蒸し暑い中、役員の皆様に大奮闘していました。2回目は平成5年(1993年)6月、津リージョンプラザ、記念講演の講師は尾車親方(大関 琴風)、500名近いご出席者から大変 好評を得ました。

また昭和63年(1988年)の社団法人設立も大きな思い出となっております。

3. 1番 苦労したこと。大変だったこと

39年間 何も苦労はなかったのですが役員の皆様には「会員増強」でご苦労ばかりおかけしました。県下8法人会で津がいつも組織率が最下位でした。(それなりの理由はあったのですが)役員会の議事の一番がこの「会員増強」が議題でした。

役員の皆様、青年部会、女性部会の皆様には大変 ご苦労おかけしたことが今でも心残りです。

4. ご勇退後、現在、どのようにしてみえますか

天気の良い日は狭い庭や畠の草引きと土いじりです。雨の日は長いこと貯めていた古い新聞をまとめて読んでいます。夏の高校野球(甲子園)をやっていると聞くと3月の選抜大会の記事を読んでいる状態です。

時々 京都へのドライブ、ちょっとも上手にならないゴルフも友人とやっています。おかげさまで元気です。

5. 津法人会へご意見、要望があれば

「会員のための法人会」「入って良かった法人会」をモットーに頑張って下さい。会員の皆様にメリットある、魅力ある会活動をお願いします。

6. 最後に ご自由にご記入下さい

たくさんの方との出会い、しかも立派な方々とのお付き合いをさせて頂き大変勉強になりました。一期一会とよくいいますが これが小生にとって大きな宝、財産だと喜んでいます。

また事務局の皆様にも可愛がって頂き 恵まれた39年間でした。

古市 恒夫

事務局

勤務時代を振り返って



1. 勤務期間

平成17年3月～20年6月 3年4ヶ月

2. 1番 思い出に残っていること

たくさんの思い出がある中で、

- 広域合併直後の津市内を、支部役員会や支部活動でくまなく巡ることができた。
- 本会、青年部会、女性部会の講演会等で著名な講師に出会えたり、貴重な話を聞くことができた。
- 少し時間がかかったが、当会の規程集を作ることができた。
- 二人の女性職員が、素人の私を実に優しく指導、支援して下さった。

3. 1番 苦労したこと。大変だったこと

私として初めての「社団法人」の決算が、着任後間もなくの仕事であり、一般会社と全く違う財務諸表を作成したことに加えて、当事、若干の決算・経理基準の変更と様式の変更があり、計数等の継続性の保持に苦労した。

4. ご勇退後、現在、どのようにしてみえますか

退職後は旅行や、下手なゴルフを楽しむ体力と時間的余裕がありました。現在は回数も減り、老老介護、ゴミ出し、草取り等に励んでいる。

5. 津法人会へご意見、要望があれば

- 当時、津税務連絡協議会の事務局運営を当会が担当していましたが、もし現在もそうであれば、他の団体（全てではないが）との持ち回りにすべきだと思う。
- 会報誌「ふれあい」のスタイルを今の広報委員会で、思いきって一新されるのも一考だと思う。

6. ご意見があれば、自由にご記入ください

その他私の日常生活、

- 酒が好きなので、血圧と血糖値に気を配り、散歩をはじめ外に出て極力 身体を動かすように努めている。
- たまのゴルフや、老妻と老母を乗せてのドライブを楽しんでいる。
- 毎晩、寝る前にカセットで繰り返し聞く落語により安眠を保っている。

粉川 孝英

事務局 勤務時代を振り返って



1. 勤務期間

平成20年7月～27年6月 7年間

2. 1番 思い出に残っていること

平成24年度に、役員の皆様及び厚生委員の皆様のご協力により、大型保障保険に役員様100%加入して頂いたこと（これは、全国法人会で7番目で、東海法連地区で初めて）と、平成26年会員増強で、組織委員の皆様を中心に役員の皆様のご協力により、23社の純増になり全法連から全国9法人会とともに最優秀賞を貰ったこと。

3. 1番 苦労したこと。大変だったこと

公益社団法人の移行に関して

4. ご勇退後、現在、どのようにしてみえますか

特別なことはしていませんが、お天気と気分次第でカメラを持って出かける程度です。

5. 津法人会へご意見、要望があれば

会員の皆様のご協力により、新規会員のご紹介を頂き会員の増強に努めてください。

6. ご意見があれば、自由にご記入ください

今後も 街中で出会いましたら是非 声をかけてください。お願いします。

佐波 正一

★★★ 今後の行事予定 ★★★

日 時	行 事 内 容	場 所
2月2日(火) 13:30～	新春講演会 「伊勢志摩サミットに向けた三重県の取組について」 鈴木三重県知事他	津都ホテル
3月23日(水) 13:30～	理事会（予算等）	津都ホテル
4月28日(木) 13:30～	理事会（決算等）	津都ホテル
5月30日(月) 13:30～	総 会	津都ホテル
10月29日(土) 13:30～	絵はがきコンクール表彰式・全体研修会	津都ホテル

※ ①27年12月現在、判明している予定です。

②変更がある場合はご了承下さい。



津法人会 30年

関西紙業株式会社

取締役会長 鈴木秀昭

先日 津商工会議所から「あなたは職員在職30年」と言われましたが、同じ日に津法人会事務局から「津法人会30年」会報も新年号が発刊以来27年で50号となるので原稿を書くように言われました。

日本では切りの良い歳に「賀の祝い」、賀寿の祝いを行います。もともとは中国の風習だったそうですが、奈良時代に日本に伝わり、平安時代に広く行われるようになりました。

当初は数え年40歳の「初老の賀」(厄祝)から始まり、およそ10年ごとに賀の祝いを行っていました。現在の長寿祝は室町時代、江戸時代にさらに広がりました。

私は昭和19年生まれの申年です。今年は6回目の年男です。72歳となりました。

5回目の年男の時は61歳のお祝にて「還暦（かんれき）」と名前がついていましたが今回は2年前に「古希（こき）」の祝いをいたしました。

次は77歳で「喜寿（きじゅ）の祝い」、80歳になったら「傘寿（さんじゅ）の祝い」、88歳は米寿（べいじゅ）と呼ばれます。90歳は卒寿（そつじゅ）。99歳は白寿（はくじゅ）の祝いです。

さて皆さんはどのお祝いまでがんばれますか。

法人会も時代に合った革新を実行して、長生きをしていかなくてはなりません。

- (1) 新たな「理念」の普及。そのための「行動規範」の普及。
- (2) 税関連事業の充実。法人会の根幹である税。他団体との区別。
- (3) 組織の強化。会員数の拡充は組織強化の要です。
- (4) 財政基盤の強化。福利厚生制度の推進と支出の適正化。

今年も宜しくお願い致します。





新春を迎えて

伊藤印刷株式会社

代表取締役専務 伊 藤 恵 子

あけましておめでとうございます。会員の皆様方には健やかに新年をお迎えの事と思います。さて、私達女性部会は、友情と信頼というかたい絆で結ばれており、異業種の方々の集まりで、また幅広い年齢層にもかかわらず、自然とうちとけることのできる最高の会。女性経営者として共通点でもあります不況に立ち向かう姿勢、また常にプラス思考を秘め、明るい中にファイト一杯で頑張っている仲間の集まりだと思います。

4つの委員会の中で私は広報担当で、代々の部会長のご指導のもと現在会報誌「はぐるま」の発行担当をしています。広報委員会の一員としてどのようにレイアウトをすれば読みやすいか？ また文字を大きく写真を多く等々、毎号委員の皆さんと相談し合いながら製作しています。仕上がった時は委員会の皆様と笑顔一杯です。

今、国は「女性の活躍」の政策を推進しています。また三重県も「女性の大活躍推進三重県会議」を立ち上げました。その状況の中で、この会こそまさに国が進めている女性活躍推進を先駆けている会だと思います。仕事・子育て・経営等と忙しくしている会員の皆様、これからも女性の社会参加はもちろん、女性の活躍が進む企業ほど経営指標が良く、株式市場での評価が高いとデーターが出ています。ますます女性の力が必要とされている社会です。

日本の元気は女性です！ 共に成長し前進のみと思い、本年が皆様にとりまして素晴らしい年でありますようお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。



平成27年度 税制改正要望全国大会

第32回法人会全国大会（徳島大会）

10月8日(木)徳島県徳島市の徳島県立産業観光交流センターで開催し、税制改正提言の報告、租税教育活動の事例発表が行われ、当会では3名が参加した。



平成27年10月8日(木) (於)徳島県徳島市

平成28年度税制改正スローガン

● 崩しい財政状況を踏まえ、
国・地方とも行財政改革の徹底を！

● 中小企業の力強い成長なくして、
真の経済再生なし！

● 法人の実効税率を
早期に20%台に引き下げ、
軽減税率15%本則化の実現を！

● 中小企業の円滑な事業承継のために、
欧州並みの本格的な税制の創設を！

大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税に関する活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史と実績を踏まえ、新公益法人等への移行を契機に「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、引き続き、租税教育など税の啓発活動を中心とした公益的な活動をさらに積極的に展開し、広く社会に貢献していくことをここに誓うものである。

わが国は、今、企業収益が総じて改善傾向にあり、設備投資も増加基調に転じ始めるなど「アベノミクス」が一定の効果をあげ、緩やかな回復基調を続けている。

しかしながら、米国の金融政策や中国経済など外部環境が不確実性を増しており、新たな成長戦略のもと、できるだけ早期に国民の実質所得、個人消費、設備投資の好循環という持続的な成長サイクルを構築することが求められている。

加えて、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立も国家的課題となっている。これらの課題に対応するに当たっては、その前提として、行政改革の徹底が行われるべきである。

こうした中、アベノミクスによる効果は、地域経済と雇用の担い手である中小企業に、まだ十分に浸透していない。

日本経済の再生のためには、それぞれの地域を支える中小企業の力強い成長が不可欠であり、われわれ法人会は、「法人実効税率20%台の早期実現」、事業承継税制の拡充」等を中心とする「平成28年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ徳島の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成27年10月8日
全国法人会総連合全国大会

平成28年度 税制改正に関する提言（要約）

＜基本的な課題＞

I 税・財政改革のあり方

我が国の財政は国・地方を合わせた長期債務残高が国内総生産（GDP）のほぼ2倍に達するなど、先進国の中で突出して悪化している。その原因が「受益」と「負担」のアンバランスにあることは論をまたない。「受益」とは行政サービス、つまり歳出であり、「負担」とはそれを賄うべき税収による歳入である。税・財政改革の基本は、まさにこのアンバランス是正にあるといってよい。

歳出を構成する最大の分野は、言うまでもなく社会保障である。少子高齢化が先進国で最速のスピードで進展する我が国にとって、社会保障費の増加は不可避ではあるが、それを放置していたのでは歳出の増大に歯止めがかかる。従ってこれをどう抑制するかが最も重要なポイントといえる。

ただ、歳出と歳入のギャップは歳出改革だけでは解消困難なほど拡大してしまった。持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目的とする社会保障と税の一體改革で、消費税引き上げによる社会保障財源確保という歳入改革に乗り出したのはこのためだが、まだほんの一歩に過ぎない。

「受益」と「負担」のアンバランスが解消に向かわない限り、我が国の財政も社会保障制度も立ち行かなくなる。それは国民の間に将来不安を醸成し、日本経済にも多大な悪影響を及ぼす。こうした事態を回避するには、中長期的に歳出・歳入一体で強力な改革に取り組むことが極めて重要であろう。

1. 財政健全化に向けて

先進国の中で突出して悪化した財政の健全化は国家的課題である。財政の信認が失われれば金利の急上昇などにより、財政だけでなく日本経済そのものも危機に陥りかねないからである。政府は経済再生と財政健全化の両立を目指し、「骨太の方針2015」で「経済再生なくして財政健全化なし」との基本哲学を示したが、同時に「財政健全化なくして経済再生なし」という考え方も重要であろう。

政府はかねて①2015年度に国・地方を含めた基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）赤字の対GDP比半減②2020年度に黒字化、長期債務残高対GDP比の安定的引き下げ——という財政健全化目標を掲げてきた。15年度の目標は消費税率8%への引き上げなどで達成見込みとなった。20年度目標も「骨太の方針2015」の財政健全化計画

で堅持することを再確認し、新たに18年度までを集中改革期間と位置づけ、PB赤字対GDP比1%程度を目安とする中間目標を設定した。

しかし、内閣府が本年7月に示した新たな「中長期の経済財政に関する試算」によると、20年度は実質2%、名目3%以上という高い成長を前提とした「経済再生ケース」でも、6.2兆円のPB赤字が残り黒字化にほど遠い。18年度の赤字もGDP比1.7%（9.5兆円）と目標の1%に届かない。

財政健全化計画は、17年4月に先送りされた消費税10%への引き上げ以外の増税は想定しておらず、税の自然増収と歳出抑制だけで黒字化を達成するとしている。しかし、税収は景気次第で上振れもすれば下振れもすることに十分留意する必要がある。

歳出にしても、18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制するとしているものの、その数字を裏付ける具体的抑制策は示されていない。来年度予算の概算要求基準（シーリング）も、3年連続で歳出上限の設定を見送っている。

財政健全化目標を達成するには、厳しい財政規律の下で歳出・歳入両面からより堅実な数値目標を設定して地道に取り組むことが求められる。

(1) 財政健全化は歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。

(2) 消費税率10%への引き上げに当たっては、経済への負荷を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因となるよう十分注意すべきである。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保とともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。とくに、年金受給年齢に達した団塊の世代が10年後にはすべて後期高齢者になる超高齢化を考えると、医療・介護分野の給付抑制が喫緊の課題である。

こうした中で「骨太の方針2015」は今後3年間の社会保障関係費の伸びを1.5兆円に抑える目安を示した。これは毎年約1兆円と見込まれる自然増を半分に抑制するわけで意欲的ともいえる。その目安達成に向けては、医療費の地域差是正や後発医薬品（ジェネリック）の大幅な使用促進など多くの対策も掲げている。

しかし、いずれの対策も実現性や効果については極めて不透明であり、早急に対策実施の工程と数値目標を明確化する必要がある。とくに、来年度が2年に一度の改定年にあたる診療報酬をどう抑制するかは、その試金石となろう。

また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すことも重要である。医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題についても、こうした見直しの議論を踏まえつつ、客観的なデータ分析に基づく実効性ある取り組みが求められる。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

先送りされた消費税率10%への引き上げは、2017年4月に確實に実施されることになった。これは財政健全化と社会保障の安定財源確保にとって不可欠だが、その前提に「行政の徹底」があったことを改めて想起すべきである。

消費税引き上げは国民に痛みを求めるに変わりはなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

しかし、国会は衆参両院とも1票の格差是正のみを理由とした小手先の定数増減策に終始しており、

本来の大胆な議員定数削減に向けた議論を怠ったままである。公務員改革や特別会計と独立行政法人の改革も後退している印象が強い。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めたい。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げにあたっては、前述した行政改革の徹底、歳出の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視する必要がある。とりわけ、中小企業にとって円滑に価格転嫁できるかどうかは死活問題であり、さらなる環境整備が重要である。

また、政府・与党が低所得者対策として導入する予定の軽減税率については、以下に示したようにさまざまな問題点があることから、税率10%段階での導入は必要ないと考える。

- (1) 軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。
- (2) 低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。
- (3) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されるが、国民や事業者が正しく内容を理解しているとは言い難い。国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。

とくに、年金情報流出問題などが発生したことから国民の間に不安感が高まっている。マイナンバー運用に当たっては、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。社会保障と税、

災害対策となっている利用範囲の拡大についても、広範な国民的議論が必要となろう。

また、マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-Taxやe-LTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めておきたい。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれともたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

日本経済はアベノミクスが一定の効果をあげ、円安・株高の定着や企業収益の改善などを背景に緩やかな回復を続けている。ただ、現状では「異次元緩和」の追加措置など金融政策によるところが大きいとされており、できるだけ早期に国民の実質所得、個人消費、設備投資の好循環という持続的な成長サイクルを構築しなければならない。

政府もそうした点を重視し、新たな成長戦略で潜在的成長力の強化を打ち出しているが、その政策は総論的で説得力に欠ける。とくに中心的役割を担うべき規制改革は医薬分業の一部緩和などにとどまっている。医療、雇用、農業分野の岩盤規制に風穴を開けるには、さらなる踏み込みが必要である。

成長戦略のもう一つの柱である法人実効税率の引き下げは実施段階に入り、来年度までの引き下げるスケジュールは決まったが、政府が目指す20%台に向けたその後の道筋と代替財源の確保策は示されていない。

また、中小企業にはアベノミクス効果が十分に届いていないという現実も十分に認識する必要がある。地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長がなければ、日本経済の真の再生は望めず、税制面からもさらなる対応が必要である。

1. 法人実効税率20%台の早期実現

法人実効税率は平成27年度に32.11%に引き下され、28年度には31.33となる。政府はさらに20%台まで引き下げるることにしているが、その日程については「数年間で」とするにとどまっている。

アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要があり、「20%台」は早期に実現すべきである。

税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全

般の改革の中で検討されるのが望ましい。

- (1) 我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の法人実効税率を実現する。
- (2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。
 - ① 租税特別措置については、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、後述する中小企業向けの措置については本則化する。
 - ② 地方税については応益課税の原則を考慮すべきではあるが、中小企業は経営基盤が弱く、担税力が低いこと等から、法人事業税の外形標準課税の対象範囲を拡大すべきではない。
 - ③ 特定同族会社の内部留保に対する留保金課税について、「資金調達の困難性」など中小企業の厳しい実情を踏まえ、適用対象範囲の拡大を行うべきではない。
 - ④ 中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点から、「中小企業者に対する法人税率の特例（軽減税率）と租税特別措置」の適用範囲の見直しは行うべきではない。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、直ちに本則化

- することが困難な場合は、適用期限を延長する。
- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成27年1月から納税猶予制度が改正され、要件緩和や手続きの簡素化など大幅な見直しが行われたが、事業承継を円滑に行うにはまだ不十分であることから、さらに以下の点について見直す必要がある。

- (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件

緩和と充実

- ① 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
 - ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 - ③ 対象会社規模を拡大する。
 - (2) 親族外への事業承継に対する措置の充実親族外承継も重要な課題であり、円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じる。
 - (3) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- 我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。

III 地方のあり方

地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。

「骨太の方針2015」は地方創生の深化について、昨年策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、自治体がそれぞれの地方の特色と強みをいかした「地方版総合戦略」を策定し事業を推進するとしている。

この手法自体に異論はないが、問題は地方版総合戦略が基本理念と実効性を伴う内容になるかどうかにある。そのためには官製ではなく、地元の産業や経済社会の実態に通じた民間の知恵・工夫をいかした戦略をいかに構築するかである。

また、この戦略推進に伴って創設される新型交付金も、財政のバラマキにつながらないよう十分に注意が必要である。

地方財政は基礎的財政収支の黒字が続いているうえ、長期債務残高対GDP比も安定的に推移している。その背景には極度に悪化した国の財政から地方交付税などで手厚く財源を保障されているという構造がある。また、地方交付税は地方公務員の高給与や高額な議員報酬を支えている側面もある。

我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方交付税改革をさらに進め、地方行政に必要な安定財

源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

目
で
み
る

法人会活動

◆ 税制委員会 ◆

● ● ● ● ● 税制改正要望活動 ● ● ● ● ●

平成27年11月10日(火)

三藤税制委員長とともに地元選出の国会議員と三重県知事、三重県議会議長及び津市長、津市議会議長を訪問し「平成28年度税制改正要望」に基づき要望活動を行いました。

衆議院 三重 1 区・自民党	川 崎 二 郎	議員
衆議院 比例区・維新の党	松 田 直 久	議員
三 重 県 知 事	鈴 木 英 敬	殿
三 重 県 議 会 議 長	中 村 進 一	殿
津 市 長	前 葉 泰 幸	殿
津 市 議 会 議 長	田 矢 修 介	殿

三重県と県内市町からの重要なお知らせです

県内全市町では、法定要件に該当する事業主の皆様に個人住民税の特別徴収の実施を徹底しています

給与所得者の個人住民税（個人市町村民税+個人県民税）は、法令により、事業主が給与から特別徴収（引き去り）して、給与所得者に代わって市町村に納入することになっています。

パート・アルバイト・期限付雇用の従業員を含むすべての従業員を対象に、原則、特別徴収を実施していただく必要があります。

○今まで、給与支払報告書の提出時に普通徴収を希望される事業主がいましたが、平成26年度からは、原則、特別徴収を実施していただいております。ただし、a～dの理由に該当する場合に限り、普通徴収とすることができますので、給与支払報告書を提出する際に、個人住民税普通徴収への切替理由書と一緒に提出してください。

- a. 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている
- b. 給与が支給されない月がある
- c. 事業専従者のみ（全従業員が事業専従者のみの場合に限る）
- d. 退職予定者（5月末までに退職予定の者）

個人住民税の特別徴収制度について詳しいことは、
津市政策財務部市民税課（TEL 059-229-3130）へお問い合わせください。

目で見る 法人会活動

◆ 研修委員会 ◆

… ● ● ● ● 秋の研修会 ● ● ● ● …

平成27年9月28日(月) (於)津都ホテル

「マイナンバー法と実務研修」

講 師 津税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 小澤 伸之 氏
社会保険労務士 田中 好昭 氏

平成28年1月から利用が開始されるマイナンバー制度について、第一部において津税務署担当官からその概要、取扱について説明いただき、第二部として社会保険労務士からその実践、実務やポイントなどについて解説していただきました。募集定員をはるかに上回る132名の会員様にご参加いただきました。



… ● ● ● ● 全体研修会 ● ● ● ● …

平成27年10月31日(土) (於) 津都ホテル

「おばあさんの魅力 文化の伝承について」

講 師 岩下 尚史 氏

テレビ、ラジオでおなじみの作家 岩下 尚史氏をお招きし、古来からの芸能、演劇、歌舞伎など日本文化の伝統的世界を温和で軽妙な語り口で、一般参加の方を含む約250名の聴衆を魅了されました。



目で見る 法人会活動

◆ 厚生委員会 ◆

● 第14回会員親睦ゴルフ大会 ●

平成27年10月6日(火) (於)伊勢中川カントリークラブ

ゴルフ日和のもと 親会、青年部会、保険会社の32名の皆様のご参加をいただき、プレーはもちろんのこと、情報交換、また交流の場として親交を深めていただきました。



● 研修バス旅行 ●

平成27年10月28日(水)

今年度は32名の皆様にご参加いただき 秋の京都嵐山 渡月橋散策と「渡月亭」での昼食、そして京都水族館見学、「生八つ橋作り」を体験いただきながら、会員交流、情報交換など楽しい研修旅行でした。また車中にて、国税庁作成の「相続税申告」「国税庁ホームページの使い方」関連のDVDにて研修を行いました。



目で見る 法人会活動

● ● ● ● 支 部 研 修 会 ● ● ● ● ●

● 東橋内・西橋内西郊支部合同研修旅行 ● ● ● ● ●

平成27年11月17日(火)

「比叡山・琵琶湖・ラコリーナ近江八幡」

従業員、家族を含む会員様30名のご参加をいただき、紅葉真っ盛りの比叡山延暦寺、人気急上昇中のラコリーナ近江八幡を見学しながら、支部会員の交流、情報交換の場として楽しい研修旅行でした。また車中では、国税庁作成の「寄付金控除を受ける方」「災害等にあったときの税の軽減」関連のDVDにて研修を行いました。



◆ 税を考える週間行事 ◆

【津税務連絡協議会】

平成27年10月11日(日) (於)津まつり広場

今年度も津まつり会場において、津税務連絡協議会の会員とともに税の広場を開催し、約1,000人の市民、子供さんたちに税金クイズに参加いただき楽しんでいただきました。



新しい仲間のご紹介

ご入会ありがとうございます

(平成27年1月～12月末)

－順不同・敬称略－

支部名	法 人 名	所 在 地
津 北	(有) 百 姓 庵 み こ と	津市安濃町内多2475-1
	(株) ア ブ フ ァ ー ル ト	亀山市菅内町1219-3
	伊 鈴 実 業 (有)	亀山市菅内町1219-3
	長永スポーツ工業(株)三重支店	津市あのつ台
	(株) Re, Light	津市一身田町313-2
	(株) ミヤザキプロダクション	津市大里睦合町463
	北 嶋 建 設 (株)	津市一身田大古曾847-1
	K O U A パワーエナジー(株)	津市栗真中山町260-5
	(株) ラ イ フ プ ラ ン	津市栄町3-125 ステーションパーキング津1F
	(株) 天 真 屋	津市羽所町515 第2いけだビル3F
橋 北	(株) コ ー ラ ル リ 一 フ	津市観音寺町446-78
	(株) マ ル ク	津市栄町3-269 富士屋ビル4F
	(株) Ship	津市広明町112-5
	(株) ス イ ー ト ホ ー ム	津市大谷町305
	(有) ツ ツ イ ス タ ジ オ	津市大谷町97-57
	(株) オ サ ム	津市大門29-18
	(株) グ リ ー ン ジ ャ ム	津市港町15-8
	(株) 東海日動パートナーズ東海北陸	津市東丸之内33-1 津フェニックスビル6F
	オリエンタルコーポレーション(株)	津市幸町16-24 本多ビル2C
	中 部 建 設 工 業 (株)	津市北丸之内204
東 橋 内	(株) メ イ ハ ン	名張市東田原2175
	(株) 山 真	津市緑が丘2-24-7
	N B T イ ノ ベ ー シ ョ ン (株)	津市丸之内養正町7-3
	(株) ヘルスケア・キャピタル	津市西丸之内36-25
	(株) メ デ ィ シ ン 一 光	津市西丸之内36-25
	ユナイテッドファーミング(株)	津市大倉11-14
	(株) ハ ピ ネ ス	津市幸町16-24 本多ビル2C
	エス・ティ・マテリアル(株)	津市南中央7-14
	(株) 三 重 県 電 気 工 事 協 力 会	津市垂水焼尾2612-93
	(株) ト ー カ イ エ フ ェ ク ト	津市城山1-2-25
西橋内西郊	(有) 永 田 組	津市雲出島貫町1477
橋 南		
南 郊		

支部名	法 人 名	所 在 地
南 郊	(株) 太 田 総 業	津市香良洲町1586-9
	ミ オ ン エ ン ジ ニ ア (株)	津市高茶屋4-1-2
	日 進 建 設 (株)	津市垂水513-1
	コ ス モ シ ス テ ム (株)	津市丸之内18-15 近坂ビル2F
	(株) ウ エ ム ラ	津市雲出本郷町榎繩1805-139
	(株) 丸 正	津市高茶屋小森町1326-2
久 居	(有) 三 重 保 險 企 画	津市久居北口町498-15
	(株) 口 イ ヤ ル シ ェ フ	津市戸木町4113-12
	久 居 交 通 (株)	津市久居新町1025-1
	東 海 ツ ー リ ス ト (株)	津市戸木町4113-12
	(有) 酒 商 中 西 屋	津市久居二ノ町1824
	伊 勢 温 泉 觀 光 (株)	津市戸木町4113-12
一 志	オ ム サ ロ ン サ ー ビ ス (有)	津市久居新町608-7
	津 市 商 工 会	津市白山町南家城1034-3
	(株) メ デ ィ カ ル • ド リ ー ム	津市一志町高野66-1
	(株) STORY	津市白山町佐田1588-11
安芸・河芸	(有) ガ 一 ジ ュ 一	津市白山町南家城2447
	(株) ACTYS	津市河芸町中瀬244-1
	(有) 安 芸 土 木	津市安濃町草生4361
	(株) デ イ • ト ラ ス ト	津市河芸町東千里181-1
	(株) コ マ ダ	津市芸濃町北神山382-1



会員増強（新しい仲間づくり）にご協力ください

お知り合いの法人で津法人会に未加入の方がおられましたら、ぜひご入会のおすすめをお願いいたします。

ご挨拶



(公社)津法人会女性部会 部会長 廣田 都

新年明けましておめでとうございます。
日頃皆様には、女性部会へのご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
この度は、会報誌「ふれあい50号」の発刊おめでとうございます。創刊号
の発行は、平成元年8月だったとお聞きしています。

それまでの「ハガキ版会報」から、会員相互の交流の場として、また税の知識や理解を深める場
としての会報誌「ふれあい」発刊であったそうです。

27年間変わらず「会員の為の会報誌」作りに徹し、努力を重ねられた広報の皆様の並々ならぬ
ご尽力に、身の引き締まる思いが致します。

遅れること3年、女性部会も会報誌「はぐるま」の発行が始まりました。

「はぐるま」は、会員の皆様の「和・輪」を願って名付けられました。

読んで頂きやすいよう、紙面や字を大きくしたり、写真を多く取り入れたり、試行錯誤したのも
懐かしい思い出です。

「ふれあい100号」の発行を楽しみにし、今後も皆様の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

租税教育
事業

第9回映画会

日 時：平成27年8月4日(火)
【午前の部 10:00～・午後の部 13:30～】

場 所：三重県総合文化センター大ホール

内 容：1. 税金クイズ大会開催
2. アニメ上映・メアリーと秘密の王国

来場者数：1,600名余り

募集方法：7月初め案内チラシを津市教育委員会へ持参、
市内小学校児童に配布を依頼

小学生対象の社会貢献活動・租税教育事業も9回目
を迎えました。

今年は、新しい企画として、税務署員の方にご協力をしていただき、税金クイズ大会を開催しました。

部会員手作りの部会員が扮したキャラクターが登場
すると、会場は大盛り上がり！子供たちは、税金博士
の出す問題に○×うちわで、回答し、博士の出す答
えに歓声をあげていました。

その後、上映された“メアリーと秘密の王国”は、
主人公メアリーの、森の中の小さな王国での冒險のお
話でした。

税金クイズは、部会員が何度も練習を重ねました。
当日、初めての試みで不安もありましたが、親子で楽
しく税について考えていただけたかと思います。



租税教育
事業

第3回 税に関する 絵はがきコンクール表彰式

日 時：平成27年10月31日(土)

場 所：津都ホテル5階

津税務署長賞・会長賞・女性部会長賞はじめ
入選児童11名に賞状と記念品が贈呈されました。
またロビーでは、受賞作品の展示も行われ
ました。

これは、全国法人会総連合女性部会連絡協議
会の小学校高学年対象の租税教育事業です。

全国各単位会の中から選出された一作品が、
毎年4月の全国女性フォーラムの会場で展示さ
れます。そして、全国12地域の優秀な作品に
対しては、全法連女連協会長賞が贈られます。
また受賞作品は、過去の作品も含め全法連の
ホームページでご覧いただけます。

入賞作品一覧▶



確定申告会場が変わります

三重県教育文化会館 (本館5階)

受付内容

- ・平成27年分所得税及び復興特別所得税の申告、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告、贈与税の申告
- ・平成28年度個人市民税・県民税の申告

開設期間

平成28年2月16日(火)～平成28年3月15日(火)

開設時間

午前9時から午後5時まで

※税務署の閉庁日(土、日曜)は開設しておりませんのでご注意ください。

ただし、2月21日及び2月28日の日曜日に限り確定申告会場を開設します。

※会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合がありますので午後4時までにお越しください。

※開設期間中、税務署内では申告書の作成指導は行っておりませんのでご了承ください。

ただし、作成済みの申告書は郵送等により税務署にご提出ください。

※駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。



【会場】

三重県教育文化会館

住所：三重県津市桜橋二丁目142

- ◆近鉄・JR 津駅東口より
徒歩約10分
- ◆三重交通「栄町三丁目」バス停より
徒歩約7分

*公共交通機関をご利用ください！

お問合せ先

◇ 所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税について……津税務署 (059) 228-3131

※税務署では自動音声により案内しております。音声案内に従い番号を選択してください。

◇ 個人市民税・県民税について……津市政策財務部市民税課 (059) 229-3130

申告書の作成は、国税庁HP (www.nta.go.jp) の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

作成コーナー 検索



国税庁ホームページ「確定申告書等 作成コーナー」のメリット

1

税務署に出向く必要なし！

作成した申告書等は印刷し、郵送等により税務署に提出することができます。
また、e-Taxを利用して送信することもできます。

2

いつでも利用可能！

確定申告期間中は、24時間いつでもご利用できます。

3

自動計算機能！

毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を作成することができます。

4

前年データの利用可能！

作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。

申告書作成から提出までの流れ

1

作成コーナーへアクセス

ご自宅のパソコン等から、「作成コーナー」で検索

2

申告書を作成

画面の案内に従って、
金額等を入力し
申告書等を作成

3

申告書を提出

書面提出

印刷して郵送等により提出

又は

e-Tax

事前準備が必要です。詳しくは
e-Taxホームページをご覧ください。

申告書は、
自宅で作成！

津税務署

● ● ● 趣味の俳句、短歌、川柳コーナー ● ● ●

ご投稿作品 「ふれあい」9月発行分 お題は「海」です。

ご投稿いただいた作品の中から 今回は次の3首をご紹介させていただきます。

●津市・西畠 蓮一 様

岸壁の 波の荒さに 閩志わく

(選評) 落ち込み疲れきっていても、岸壁にぶつかる波の強さに、気持ち新たに心機一転を誓う心情がうたわれている作品。

海の岩 海女の姿に 頬を染め

(選評) 海の底に横たわる岩の間を、貝を求める海女の背に、人魚を思い愛を感じる。感情豊かな作品。

●津市・葉山 俊郎 様

贊崎(にえざき)の 秋日や祈る 旅の無事

(選評) 国内外、遠方への出張は、なぎさ町から旅の始まりとなります。朝焼けの美しさに息を呑み、旅の無事を祈る。情感豊か、風景の浮かぶ作品。

ご投稿 ありがとうございました。引き続き、ご投稿お願いします。

お題は「自由」です。

宛先 公益社団法人津法人会 広報委員会 宛まで

津市広明町121 津税理士会館4F

TEL 059(225)1302

FAX 059(227)6085

応募 住所、氏名、電話番号ご記入の上、FAX、ハガキでお申込下さい。

お一人様 2作品までとさせていただきます。説明文も付記お願いします。

応募作品の中から 優秀作品を次回「ふれあい」に掲載させていただきます。

掲載させていただきました投稿者の方には、記念品を贈呈します。

● 事務局だより ●

1. 通常総会のお知らせ

平成28年5月30日(月) (於) 津都ホテル

通常総会 午後1時30分～3時00分

記念講演 午後3時00分～4時30分

講師 未定

会員様におかれましては、総会における総会出席はがき、もしくは委任状提出にご協力お願いします。

2. 表紙写真のご紹介

★ハダンゲルフィヨルド（ノルウェー）の中間にある村で、「ノールハイムスンを訪れずに一生を終えるなんて」と言われるほどたいへん景色が美しいところです。村周辺には滝も多く、雪解けがはじまる4月頃は勇ましい水の流れを見ることができます。なかでも、村から2kmの所にあるスタインスダ尔斯フォッセン（Steinsdalsfossen）滝は有名で、滝の裏側を歩いてその迫力を体感できます。

写真提供：株式会社小林運輸 取締役会長 小林俊二様

3. 会員の皆様へ法人会からのお願い

会員企業の所在地等変更がございましたら、公益社団法人津法人会事務局までFAXまたは書面にてご連絡下さい。

- 法人所在地の移転・変更
- 法人名の変更
- 代表者の変更
- 電話番号・FAX番号の変更 等
- 事業種目の変更
- 決算期の変更
- 資本金等の変更

※おじゃましますコーナーは、今回休載させていただきました。

●広報委員会より●

明けましておめでとうございます。

皆様方のご協力をいただき、50号 記念特集号を発行することができました。厚くお礼申し上げます。本年も昨年に引き続き、ご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。



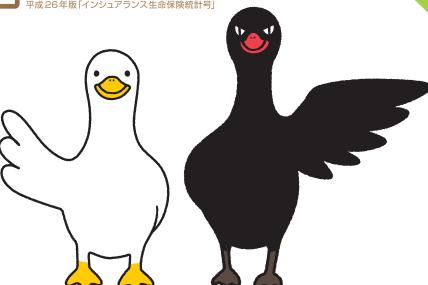
[発行] 公益社団法人 津法人会 広報委員会
〒514-0006 津市広明町121 津税理士会館4階
(TEL 225-1302・FAX 227-6085)
<http://www.tsu-hojinkai.or.jp>
[印刷] 共立印刷株式会社

					<p>穴熊とは二重の防御により王将を守り抜く、最も堅牢と言われる将棋の戦術の一つ。経営者を守る幾重もの安心を「経営者大型総合保障制度」はご提供します。</p>
					<p>※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。</p>
					<p>法人会員のみなさまに 経営者大型総合保障制度 企業保障プラン 総合型V+Mタイプ (大同生命の定期保険+) (大同生命の無配当) (AIUのベーシック傷害保険) (総合医療保険)</p>
		手術 保障		傷害 通院 保障	
傷害 後遺障がい 保障	傷害 休業 保障	疾病入院 医療費用 保障	入院 保障		
死亡 保障	高度障がい 保障	傷害 医療費用 保障			<p>◎この資料は平成27年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。 ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。 ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。</p>
社 長	事業承継 相談費用 保障	疾病 入院療養 一時金 保障			
					F-27-1007(平成27年8月28日)

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成26年版「インシュアラジス生命保険統計年報」



—法人会—

がんを含む
病気や
ケガの
備えに

ちゃんと応える
医療保険
EVER



—法人会—

心配な
「がん」の
備えに

新
生きるための
がん保険 Days

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

三重支社
〒510-0074 四日市市鵜の森1-3-23 ナカジマビル6F
法人会フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF法推-2015-0035 7月8日